

糸満市内企業への優先発注及び地場産品の優先使用等の基本方針

令和8年3月1日施行 市長決裁

市内需要の創出による域内経済の維持・拡大を図り、経済の活性化を推進する観点から「糸満市内企業への優先発注及び地場産品の優先使用等の基本方針」を定め、市内企業への優先発注及び地場産品の優先使用を強力に推進する。

1 市内企業及び地場産品の定義

- (1) 市内企業とは、本社所在を糸満市内に置く企業とする。
- (2) 地場産品とは、糸満市内において製造、加工された製品。製造及び加工とは、材料に何らかの加工を加え、付加価値を付けることが前提で、移輸入等により持ち込まれた材料を単に箱詰めした製品は該当しない。

2 官公需における市内企業の優先発注及び地場産品の優先使用等の推進

- (1) 公共工事発注における市内企業への優先発注及び資材や役務の調達等
 - ア 市が発注する公共工事については、糸満市建設業協会会員及び市内企業の優先に努める中で、適正な競争原理の下、公平性の確保を図る。また、共同企業体で実施する公共工事においても、糸満市建設業協会会員及び市内企業を共同企業体の構成員に入れ、市内業者の受注機会の確保を図る。
 - イ 公共工事の特記仕様書において、下請けや外注業者等の選定にあつては市内企業の活用、また、資材や役務の調達等にあつては、地場産品の優先使用及び市内企業からの調達に努めるよう表記する。
- (2) 公共工事以外の業務、物品や役務の調達等の発注における市内企業への優先発注
 - ア 市が発注する業務、物品や役務の調達については、糸満市経済団体協議会会員及び市内企業の優先に努める中で、適正な競争原理の下、公平性の確保を図る。市内企業のみで競争性・公平性の確保ができない場合は、次の順で選定する。
 - (ア) 市内に支店・支所を有する企業
 - (イ) 市内に営業所を有する企業
 - イ 受注した事業者に対し、外注等の場合にあつては市内企業の活用、また、地場産品の優先使用に努めるよう要請する。

3 民需における地場産品の優先使用等の促進

- (1) 建設業関係団体に対して、資材の購入や下請け発注について、地場産品の優先使用及び市内企業の活用に努めるよう要請する。
- (2) 観光関連企業、飲食業及びホテル業等に対し、必要な物品や食材等について、地場産品の優先使用に努めるよう要請する。

4 市民における地場産品優先への理解と協力

- (1) 市内企業の振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。
- (2) 消費者として、地場産品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

5 推進体制の強化

(1) 地場産品奨励月間の啓発

市内需要の創出による景気の維持、拡大を図り、経済の活性化を促進するため毎年7月が県産品奨励月間であることを周知し、地場産品の使用奨励の啓発と需要の拡大を喚起することで産業の振興と雇用の拡大を図る。

(2) 実績等の把握

公共工事や業務を発注した部署においては、発注契約実績をとりまとめ、商工業主管課に年度毎に報告するものとする。実績の把握、内容の精査により市内企業の優先発注の効果的運用に努める。